✡知って得する情報（第 26 回）

：続けて 2 回相続があった場合の相続税の計算は？・・・

・ポイント

1 回目の相続があってから 10 年以内に 2 回目の相続があった場合、1 回目の一部が 2 回目の相続税額から控除されます。これを相次相続控除といいます。

；10 年以内に 2 回相続があると、2 回目の相続税が重くならないように調整される。

計算例

＊第 1 回目の相続

・平成 22 年 2 月 14 日　A 死亡

・相続人 B の取得した財産　２億円(a)

・相続人 B の納付した相続税　3,900 万円(b)

＊第 2 回目の相続

・平成 28 年 3 月 25 日　B 死亡

・相続人全員が取得した財産　2 億 5,000 万円(c)

・相続人 C の取得した財産　1 億円(d)

・第 1 回目の相続税額から第 2 回目の相続までの年数　６年(e)

*C の相続税額から控除できる税額（相次相続控除額）は・・・

$$\underset{(b)}{3{,}900\text{万円}} \times \frac{\underset{(c)}{2\text{億}5{,}000\text{万円}}}{\underset{(a)}{2\text{億円}} - \underset{(b)}{3{,}900\text{万円}}} \times \frac{\underset{(e)}{10-6\text{年}}}{10} \times \frac{\underset{(d)}{1\text{億円}}}{\underset{(c)}{2\text{億}5{,}000\text{万円}}}$$

＝　６２４万円

（注）「 $\frac{2\text{億}5{,}000\text{万円}}{2\text{億円} - 3{,}900\text{万円}}$ 」の割合が「１」より大きくなる時は、「１」として計算します。

木曽岬町商工会　石　﨑